

【新旧対照表】タイムズクラブ情報掲載加盟店規約（2024年5月改定）

条項	旧条文	新条文	備考
第2条 (本サービス)1.(3)	会員が加盟店との間で加盟店の商品、役務（以下「加盟店サービス」といいます）の提供に関する契約を締結し、その対価の精算時にタイムズクラブカードまたはデジタル会員証を提示した場合、タイムズポイントを会員に付与するサービスをいいます。	会員が加盟店との間で加盟店の商品、役務（以下「加盟店サービス」といいます）の提供に関する契約を締結し、その対価の精算時にタイムズクラブ会員証を提示した場合、タイムズポイントを会員に付与するサービスをいいます。	変更
(3)①	加盟店は、タイムズポイント付与の対象となる加盟店サービスを会員に提供した場合、当社の定めた報告書式に、タイムズポイント付与日・タイムズクラブカード番号（またはタイムズカーカード番号）・会員氏名・対象利用金額等、その他必要事項を入力し、前月分を当月7営業日までに取りまとめ、当社に送付するものとします。	加盟店は、タイムズポイント付与の対象となる加盟店サービスを会員に提供した場合、当社の定めた報告書式に、タイムズポイント付与日・タイムズクラブ会員番号（またはタイムズカー会員番号）・会員氏名・対象利用金額等、その他必要事項を入力し、前月分を当月7営業日までに取りまとめ、当社に送付するものとします。	変更